

経営所得安定対策等における交付金の交付対象面積について(農林水産大臣宛て)

交付対象面積の確認等が適切に実施されていなかった交付金交付額(支出) 3億4565万円

1 農業者戸別所得補償制度における交付金の交付対象面積の概要

農林水産省は、農業者戸別所得補償制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)等に基づき、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的として、平成23年度から農業者戸別所得補償制度(25年5月以降26年3月までは経営所得安定対策。26年4月以降は経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金)を実施し、米の所得補償交付金(25年5月以降は米の直接支払交付金で、29年度までの時限措置)、水田活用の所得補償交付金(25年5月以降は水田活用の直接支払交付金)(以下、米の所得補償交付金及び水田活用の所得補償交付金を合わせて「交付金」という。)等について、当該交付対象作物の作付面積等を交付対象面積として、これに交付単価を乗ずるなどして算出した額を、それぞれ交付している。また、水田活用の所得補償交付金には、地域振興作物等の生産を支援するための助成を行う産地資金(26年4月以降は産地交付金)がある。

販売農家等の交付申請者は、交付金の交付申請に当たり、水田ごとに作付面積等を記載した「農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書」(以下「営農計画書」という。)等を地域農業再生協議会(以下「協議会」という。)に提出することとなっている。

実施要綱等によれば、交付対象となる水田の面積は、本地面積(作付けが可能な面積)であって、畦畔等は含まないこととされている(以下、作付けが不可能な農地の面積を「畦畔面積」、本地面積と畦畔面積を合わせた水田全体の面積を「水田面積」という。)。そして、協議会は、本地面積について、①実測、②農作物共済の水稲共済細目書、土地の登記簿等の公的資料に記載された面積と照合、③②の面積が本地面積であることが確認できない場合には、水田面積に占める畦畔面積の割合(以下「畦畔率」という。)を用いて畦畔面積を算出し、水田面積から畦畔面積を差し引くことにより本地面積を算出し、これと照合(畦畔率については、協議会が交付対象となる水田から抽出した水田において実測して求めたり、農林水産省が公表している平均畦畔率(以下「平均畦畔率」という。)を用いたりすることとされている。)のいずれかの方法により、定期的に確認することとされている。

2 本院の検査結果

8農政局等管内の201協議会において、24年度に確認された交付対象面積延べ48,108,656 aに係る交付金948億余円を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた(次の事態の間には重複しているものがある。)

(1) 本地面積の算定根拠が明確でない事態

本地面積については、協議会が、実施要綱上の確認方法に基づき、水田ごとの本地面積を実測したり、畦畔率を設定して水田面積から畦畔面積を差し引いたりするなどして算定している。

しかし、73協議会では、管内全ての地区に畦畔率を設定して畦畔面積を算定しているものの、実施要綱等に定められた確認方法に基づき畦畔率を適切に設定しているか根拠資料がないなどのため確認できず、本地面積の算定根拠が明確でなかった。そこで、協議会が設定している畦畔率について、実施要綱等に定められた畦畔率の設定方法の一つである平均畦畔率と比較したところ、41協議会では、管内全ての地区の畦畔率が当該協議会管内の平均畦畔率を下回っており、交付対象面積延べ6,721,564 a(交付金交付額計129億3206万余円)について、平均畦畔率を適用した場合の交付対象面積及び交

付金交付額を試算すると、128,168 a 及び2億2735万余円の開差が生ずることとなる。

(2) 公的資料との照合が適切とは認められず、本地面積が適切に確認されていない事態

実施要綱等において、本地面積の確認方法の一つとして水稻共済細目書との照合が定められており、多くの協議会では、この方法が採られているが、ほとんどの場合、水稻共済細目書と交付金の交付申請に当たり提出される営農計画書とは複写式となっていて、両者には全く同じ情報が記載されていることから、実質的に本地面積を照合して確認するものとなっていない。また、農業共済組合等では、水稻共済細目書に記載された本地面積について確認していなかったりしていて必ずしも本地面積が適切に把握されているとは限らない。

そこで、水稻共済細目書以外の公的資料との照合が十分に実施されておらず、公的資料との照合が適切とは認められない53協議会において、交付対象面積延べ2,822,729 a（交付金交付額計59億3000万余円）を抽出するなどして、固定資産課税台帳等の水田面積と比較したところ、作付面積が水田面積以上となっている水田が見受けられ、水田面積に平均畦畔率を適用するなどした場合の交付対象面積及び交付金交付額を試算すると、24,973 a 及び5096万余円過大となっていた。

(3) 農地転用等の情報が反映されておらず、本地面積が適切に確認されていない事態

水田の転用等により水田面積が減少した場合に、本地面積にその減少が反映されているかについてみたところ、89協議会では、水田面積の減少が本地面積に反映されておらず、これらの水田について、土地の登記簿等における水田面積に協議会が設定した畦畔率等を適用した場合の交付対象面積及び交付金交付額を試算すると、5,954 a 及び1208万余円過大となっていた。

(4) 園芸施設で作付けされる作物に対して産地資金を交付する際に本地面積等を交付対象面積としている事態

産地資金の交付対象となる野菜や果樹等の作物には、ビニールハウス等の園芸施設で作付けされるものがあり、その場合においても、作付面積を交付対象面積とすることとなっているが、園芸施設で作付けされる作物に対して産地資金を交付している147協議会（交付金交付額計6億1996万余円）についてみたところ、135協議会では、園芸施設の設置面積等を把握せずに本地面積等を交付対象面積としており、交付対象面積計249,120 a、交付金交付額計2億9627万余円を抽出し、園芸施設の設置面積等を交付対象面積として試算すると、交付対象面積及び交付金交付額がそれぞれ61,342 a 及び7747万余円過大となっていた。

3 本院が要求する改善の処置及び求める是正改善の処置

農林水産省において、交付対象面積の確認等が適切に実施されるよう、次のアのとおり改善の処置を要求し、イ、ウ及びエのとおり是正改善の処置を求める。

ア 実施要綱等により、協議会において本地面積の算定根拠を資料等により明確なものとすることを明示するとともに、地域センター等に対して、実施要綱等により明示した内容について協議会への周知徹底を図るよう指示すること

イ 実施要綱等により、本地面積の定期的な確認方法として、水稻共済細目書との照合による場合には、他の公的資料との照合も併せて行う必要があることを明示すること

ウ 実施要綱等により、園芸施設で作付けされる作物に対して産地交付金を交付する場合の交付対象面積は園芸施設の設置面積等とするなどの適切な算定方法を明示すること

エ 地域センター等に対して、イ及びウの内容並びに農地転用等の情報が反映された公的資料との定期的な照合等の本地面積の適切な確認の実施について協議会に対する周知徹底を図るよう指示すること